別表（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業名 | 阪神アグリパーク構想推進事業（阪神産農産物パワーアップ・農業生産施設等導入） |
| 補助事業の目的 | 直売所等への阪神産農産物等の出荷拡大の支援により、農業後継者や新規参入者等の育成を図るとともに、生産緑地等での都市農業及び都市近郊農業を推進する |
| 補助事業の対象となる者 | １　農業者、３戸以上の農業者が組織する団体、農業協同組合（子会社及び関連会社を含む）等２　ただし、次のいずれかに該当する団体等を除く（１）公序良俗に反する活動を目的とする団体等（２）宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体等（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に定める暴力団または暴力団と密接な関係にある団体等（４）反社会的活動を行う団体等、またはその構成員が事業の企画運営に関わる団体等 |
| 補助事業の対象となる経費 | 　直売所等への阪神産農産物等の出荷を拡大するために必要な施設及び機械等の導入に要する経費 |
| 補助率 | １/３以内 |
| 補助金の額 | 予算の範囲内の額で、１団体等あたり２，０００千円以内（ただし、千円未満の端数は切り捨てる） |
| 適用除外する条項 | 　－ |
| その他の事項 | 　－ |

別に定める事項

|  |  |
| --- | --- |
| 関係条項 | 内容 |
| 第３条 | （添付書類）１　実施計画書（別紙様式１号）２　実施設計書 |
| （指定期日）　別途通知する |
| 第７条第１項 | （軽微な経費配分の変更）１　事業費の３０％を超える増減以外の変更 |
| （軽微な事業内容の変更）１　補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、事業の細部の変更を行う場合２　施行箇所、または設置場所の変更以外の変更 |
| （添付書類）１　変更計画書（別紙様式１号）２　変更設計書 |
| （指定期日）　別途通知する |
| 第９条第１項 | （報告事項等）　必要が生じた場合に別途通知する |
| 第１１条 | （添付書類）１　実績報告書（別紙様式１号）２　出来高設計書３　財産管理台帳（別紙様式２号） |
| （指定期日）　事業完了後１ヶ月以内、または令和５年３月３１日のいずれか早い日 |
| 第１９条第１項 | （処分制限期間）「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和４０年大蔵省令第15号　以下「大蔵省令」という）に定められている耐用年数に相当する期間内（ただし大蔵省令に定めのない財産については、国庫補助事業において農林水産大臣が定めたものを準用する） |

（別紙様式１号）

阪神アグリパーク構想推進事業（阪神産農産物パワーアップ・農業生産施設等導入）実施計画（変更計画・実績報告）書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 市　町 | 事業実施主体 | 施行箇所設置場所 | 受益 | 事業内容（構造・規格・能力等） | 事業量 | 総事業費（対象経費） | 補助基本額 | 負担区分 | 備考 |
| 農家 | 作付品目作付面積 | 県費 | 市町費 | その他 |
| 阪神産農産物パワーアップ・農業生産施設等導入 |  |  |  | 戸 | ａ |  |  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |

※区分欄には、実施要領別表１の事業名を記入すること

※備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」のいずれかを記入すること

（別紙様式２号）

財産管理台帳

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市町 |  | 事業実施年度 | 令和3年度 | 事業 | 阪神アグリパーク構想推進事業（阪神産農産物パワーアップ・農業生産施設等導入） |
| 区分 | 事業内容 | 工期 | 総事業費 | 負担区分 | 処分制限期間 | 処分の状況 | 摘要 |
| 事業種目 | 事業主体 | 工種・構造・施設の区分 | 施行箇所設置場所 | 事業量 | 着工日 | 竣工日 | 県費 | 市町費 | その他 | 耐用年数 | 処分制限日 | 承認日 | 処分内容 |
| 阪神産農産物パワーアップ・農業生産施設等導入 |  |  |  |  |  |  |  | 円 | 円 | 円 | 円 | 年 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること

※処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること

※摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称または補助金返還額を記入すること

※この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に替えることができる

※工種、構造、施設区分が複雑で耐用年数が異なる場合はそれぞれ行を改めて記入すること